

府中市生涯学習ボランティア「悠学の会」会則

第1条（名称）

この会は、府中市生涯学習ボランティア「悠学の会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（事務所）

主たる事務所を東京都府中市浅間町1-7 府中市生涯学習センター内に置く。

第3条（目的）

本会は、社会教育関係登録団体として市民の生涯学習を支援するとともに、会員相互の交流・親睦を通じて、会員の生涯学習の進展を図ることを目的とする。

第4条（活動内容）

本会は前条に定める目的を達成するため以下の活動を行う。

- (1) 生涯学習センターが行う生涯学習事業の支援
- (2) 生涯学習センターから受託を受ける事業の企画・運営
- (3) 府中市の生涯学習関連事業への参画
- (4) 市民の生涯学習を実施する事業への参画
- (5) その他、本会の目的の達成に必要な活動

第5条（会員）

本会の会員は、本会の活動に賛同し入会することにより会員となる。なお、原則として、府中市が行う「生涯学習ボランティア養成講座」を受講することとする。

2. 本会への入会、退会は、本人の自由な意思による。ただし、会員が本会の活動を妨げる行為を行った場合には、必要な手続きを経て退会させることができる。

第6条（事業グループ・事務局の設置）

第4条の活動を円滑に行うために、事業グループと事務局を設置する。

2. 会員は、いずれかの事業グループまたは事務局に所属して活動することとする。
3. 会員は、二以上の事業グループと事務局に所属することを妨げない。
4. 本会の事業グループは、別途細則で定める。
5. 本会の事務局の機能は、別途細則で定める。

第7条（役員とその責務）

本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名：本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表 2名以内：代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員 15名以内：各事業グループの事業を分任するとともに本会の運営に関する事

項を審議決定する。

- (4) 事務局長 1名：本会の事務を統括する。
- (5) 会計責任者 1名：本会の会計を統括する。
- (6) 監事 1名：本会の活動全般および本会の会計を監査する。
- (7) 顧問 若干名：本会の運営全般について助言する。

第8条（役員を選任）

代表および副代表の選任は、運営委員会の中から互選し、総会において承認する。

2. 運営委員は、各グループから最低1名を選任し、総会において承認する。なお必要に応じ役員からも推薦することができるものとし、この場合も総会での承認を必要とする。
3. 事務局長、会計責任者は運営委員会において会員の中から選任し、総会において承認する。
4. 監事は、総会において会員の中から選任する。
5. 代表は、必要とする場合には、学識経験者などを顧問として委嘱することができる。

第9条（役員の任期）

役員の前任期は2年とし再任を妨げない。ただし、代表の前任期は2期以内とする。（細則参照）

2. 役員に欠員を生じた時には、運営委員会において補充役員を選任することができる。ただし、補充役員の前任期は前任者の残余期間とする。

第10条（総会）

本会に総会を置く。総会は定期総会と臨時総会とする。

2. 定期総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、代表の要請、運営委員会の議決または会員の過半数の要請により開催することができる。
4. 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。
5. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 年度活動報告および次年度活動計画に関する事項
 - (2) 年度決算および次年度予算に関する事項
 - (3) 役員の前任に関する事項
 - (4) 会則に関する事項
 - (5) その他本会の運営上必要な事項
6. 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
7. 総会の議決は、出席会員の過半数（委任状を含む）による。可否同数の場合は、議長が決する。

第11条（運営委員会）

本会に運営委員会を置く。運営委員会は、代表、副代表、運営委員、事務局長、会計責任者、監事で構成する。

2. 運営委員会は、原則として毎月1回開催し、議長は代表が務める。必要な場合には、代表の要請により臨時に開催することができる。

3. 運営委員会は、本会の運営に関わる諸事項について審議決定する。その運営の基準は細則で定める。

第12条 (活動資金および会費)

本会の活動には、会費、寄付金、事業受託費、その他の収入をもって充てる。

2. 年会費は、総会の議決により定める。
3. 会員が退会する場合は、退会の日までに納入した年会費は返却しない。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 (細則の制定)

本会の会則施行のための細則は、運営委員会の議決を経て代表が定める。

第15条 (会則の改訂)

本会の会則の改訂は、総会の議決を経なければならない。

付 則

この会則は、平成16年3月27日より施行する。

2. この会則は、平成17年4月28日改訂し施行する。
3. この会則は、平成21年5月15日改訂し施行する。
4. この会則は、平成23年11月1日改訂し施行する。
5. この会則は、平成25年4月26日改訂し施行する。
6. この会則は、平成26年4月25日改訂し施行する。
7. この会則は、平成29年4月21日改訂し施行する。
8. この会則は、平成30年4月20日改訂し施行する。